○東北地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大崎市古川小野字新田四四番一から同市古川小野字中蝦沢五五番一七まで	前	三一・〇〇～七五・七〇〇メートル
	後	二二・四〇～五一・〇〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
いわき市久之浜町久之浜字後三松九番から同市久之浜町久之浜字中川原三四番一まで	前	一一・四九～三八・三六メートル
	後	一四・二九～三八・三六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
宮古市金浜第七地割八番一から同市田老字小堀内三三番六まで	前 B・C	九・〇〇～一四一・四〇メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	二六・九四五キロメートル	
	後 B・C	九・〇〇～一四一・四〇	
	後 A	九・五〇～六一七・七〇	
	後 B・C	二三・九二五	
	後 A	九・五〇～六二八・〇〇	
	後 B・C	二三・九二五	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山形県最上郡戸沢村大字古口字真柄三〇〇〇番五から同村大字古口字真柄九七番四まで	前	一四・一一～一二九・二七メートル
	後	一四・一一～一九二・一四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十六号	厚木市妻田東三丁目一〇五四番二から同市妻田東三丁目一〇五三番三まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十九日

○関東地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百二十七号	南房総市富浦町豊岡字久保九五八番一から同市富浦町豊岡字坂本八七七番一まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十九日

○関東地方整備局告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十九日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千二百四十一号安曇野都市計画下水道事業

犀川安曇野流域下水道

三　事業施行期間　自平成四年六月二十六日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　二百四十六号	厚木市妻田東三丁目一〇五四番二から同市妻田東三丁目一〇五三番三まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所